主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五三年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

^{裁判長裁判官}	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨